

小學校入學に關して

堀 七 藏

規則を引合ひに出します。まことに行々しくなりますが、はつきり理會して頂くためには小學校令や同施行規則について説明申上げねばなりません。

小學校令第三十二條には、兒童滿六歳に達した翌日より滿十四歳に至る八箇年を以て學齡とす

學齡兒童の學齡に達したる日以後に於ける最初の學年の始を以て就學の始期とし、尋常小學校の教科を修了したる日を以て就學の終期とす

學齡兒童保護者は就學の始期より其の終期に至る迄學齡兒童を就學せしむるの義務を負ふ

學齡兒童保護者と稱するは學齡兒童に對し親權を行ふ者、又は親權を行ふものなきときは其の後見人を謂ふ

とあります。大變長い條文でありますが、第一項には學

齡について説明してあります。即ち滿六歳に達した翌日から滿十四歳に至る八箇年が學齡となつて居ります。そしてその滿六歳から滿十四歳までの兒童が學齡兒童であります。我が國では幼稚園の子供は幼児と申しますし、小學校の子供は兒童といひます。そして中學校高等女學校などでは生徒と申します。それで小學校令第三十二條に於て、學齡兒童とありますのは、今いつた學齡にある兒童であります。すこまをはつきり理會して頂きます。

それから第三十二條第二項に、就學の始期と終期が定めてあります。就學の始期は學齡兒童が學齡に達した日以後に於ける最初の學年の始を以てするところになつて居ります。甚だやゝこしい文句ではありますが、四月二日より翌年四月一日までに生れたものは、滿六歳に達した日の以後の最初の學年の始めが就學の始期となることをいつてゐるのであります。就學の終期は尋常小學校の教科を修了した

きを以てするこゝになつてゐます。それで學齡兒童の保護者は、就學の始期からその終期に至る迄、學齡兒童を就學せしむるの義務を負ふのであります。是れが所謂教育の義務であります。それで小學校教育は義務教育と呼ばれるのであります。最後に説明してありますやうに、教育の義務は保護者、即ち學齡兒童に對し親權を行ふ者、又は親權を行ふものなきときは其の後見人が請負ふのであります。學齡兒童をもてる父はその保護者であります。父親がないときは、その後見人たる母、父母共にならざるには民法で定められる後見人が、その學齡兒童を就學させねばならぬ義務があるのであります。かくの如くで、學齡兒童、就學兒童とは異なる譯であります。就學兒童は悉く學齡兒童でありませんが、學齡にある兒童は悉く就學兒童ではありません。

一一

學齡兒童は凡て小學校に入學して小學校の教科を修了せねばならぬか申しますと、必ずしも左様ではありません。若し學齡兒童が瘋癲・白痴であるか、または不具廢疾の爲就學することが出来ないことを認めるときは、市町村長が府縣知事の認可を受けて學齡兒童保護者の義務を免除するこゝ

が出来るといふのが、小學校令第三十三條であります。この義務免除は市町村長が府縣知事の認可を受けねばならぬもので、勝手には出来ません。就學するこゝ能はず認められたものにつき、府縣知事の認可を受けて始めて出来ること、決して勝手な處置をさるこゝが出来ません。

また小學校令第三十三條には、就學猶豫が規定せられて居ります。それは次のやうになつて居ります。

「學齡兒童病弱又は發育不完全の爲就學せしむべき時期に於て就學するこゝ能はず認めたるときは市町村長は其の就學を猶豫するこゝを得。此の場合に於ては直に府縣知事に報告すべし」と規定せられて居ります。時々保護者の方で私の子供はまだ發育がおくれて居りますから、一年位小學校に入學するのを見合せたいと思ひます」なきいはれる方がありますが、そんなに容易に義務猶豫にすることが出来ません。「就學するこゝ能はず」と、市町村長が認めなくてはなりませんから、學校醫の證明によりて市町村長が取計ふもので、相當の手續をこらねばなりません。親が一考へて、就學を見合せますなきといふこゝは出来ないものであります。

それから小學校令第三十五條には、尋常小學校の教科を修了せざる學齡兒童を雇備する者は其の雇備に依りて兒童の就學を妨ぐることを得ずとあります。小さな學齡兒童を小僧ミか、子守ミか、使用人ミして雇備するときは、尙ほ就學の義務があるかどうかを確めることが肝要であります。蓋しまた就學義務のある兒童を雇備したならば、必ずその義務を果させるやうにせねばなりません。即ち就學の義務を妨げるここが出来ないのであります。

二二

今日では殆どない事柄であります。幼稚園のない所で、「私の子供は大變發育がよいから、ミウカ小學校に入れて頂きたい」といふ親があります。しかし小學校令第三十七條には、次のやうに規定してあります。「兒童年齢就學の始期に達せざる者は之を小學校に入學せしむることを得ず」とあります。みんなに發育してゐる兒童であつても、就學の始期に達せざる者よ、小學校に入學させることが出来ないのであります。幼稚園に入れることは隨意であります。早く義務學校に入學させることは出来ないのであります。早く義務教育を終らせたいミ希望する人がありまして、それは出

來ません。これは小學校長も市町村長にも出来ないことでありませぬ。

四

就學の始期に達すれば必ず小學校の教科を修了させねばなりません。しかし必ずしも市町村立小學校に入學させねばならぬ譯ではありません。小學校令施行規則第八十條に「市町村長は其の市町村内に居住し翌年四月に於て就學の始期に達すべき兒童を調査し第九號表の様式に依り毎年二月末日までにその學齡簿を編製すべし。

但第二十五條第二項に依る場合に於ては、其の年九月に於て就學の始期に達すべき兒童を調査し毎年六月末日までに學齡簿を編製すべし」とあります。それで市町村長は學齡簿を編製するのであります。茲に第二十五條とありますのは、次の如き規定であります。「小學校の學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。前項に依る學年の外土地の情況に依り九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る學年を置くことを得」、ミなることであります。後の九月一日より始まる學年を秋期學年ミ稱し、四月一日より始まるものを春期學年ミ稱して區別することがあります。何れにしても學齡

簿に學齡兒童を調査し、市町村長は兒童をして市町村立尋常小學校に入學せしむべき期日を豫め其の保護者に通知すべし(第八十二條)とありますから手續をいたします。即ち市町村役場より入學せしむべき尋常小學校に入學せしむべき期日を豫め保護者に通知するのであります。それで保護者は、その指定せられた尋常小學校に、指定せられた期日に、その兒童を入學せしめねばなりません。しかし他の尋常小學校に入學させたい場合には、その入學させたい尋常小學校兒童たることを證明した書類を市町村役場に届出て、それ相當の手續をせねばなりません。

五

それで小學校令第三十六條には「學齡兒童保護者は就學せしむべき兒童を市町村立尋常小學校に入學せしむべし。但し市町村長の認可を受け家庭又は其の他に於て尋常小學校の教科を修めしむることを得、官立若は府縣立の學校に於て尋常小學校の教科を授くべき部分、高等學校若は中學校の豫科又は盲學校若は聾啞學校の初等部は兒童就學に關しては之を市町村立尋常小學校と同視す。

とあります。よく注意してこの第三十六條を玩味せねば

なりません。

學齡兒童の保護者は、就學せしむべき兒童をこの市町村立の尋常小學校に入學させるのが本體であります。併し但書により市町村長の認可を受けて家庭又は其の他に於て尋常小學校の教科を修めしむるこゝが出来るのであります。それでこの但書には二通りのこゝが含まれて居ります。

一は、市町村長の認可を受け、家庭に於て尋常小學校の教科を修めしめるこゝが出来ること。

二は、矢張市町村長の認可を受け、市町村立尋常小學校の他の小學校で、尋常小學校の教科を修めしめるこゝが出来ること。

この二様のこゝが明示してあります。そしてその他の小學校といふのは、「官立若は府縣立の學校に於て尋常小學校の教科を授くべき部分、高等學校若は中學校の豫科、又は盲學校若は聾啞學校の初等部は兒童就學に關しては之を市町村立尋常小學校と同視する」ので有ります。又認可せられた私立の尋常小學校に就學させたり出来るのであります。

家庭に於て尋常小學校の教科を修めしめるこゝは、市町村長の認可を受けて實施するこゝが出来ます。保護者に於

ていろいろの事情のためまたは市町村立尋常小學校に入學させることが子女の教育上好ましくないといふ意見からでも家庭で教育することが出来る譯であります。しかしそれは市町村長の認可を受けることが必要であり、また尋常小學校の教科を修了したことを市町村長が認定せねばなりません。このやうな場合は誠に稀な場合でありますから、茲に長々しく説明する必要がない位であります。そんなに家庭に於て保護者なり、また家庭教師なりが尋常小學校の教科につき完全な教授を施すことが出来ることも、尋常小學校に入學させ兒童の社會生活をなさしめるに越したことがないのであります。一人や二人の兒童を家庭教師や保護者が教へるときは眞に學校生活をさせることが出来ません。兒童同志の學校生活、社會生活をさせないことは、國家の一員としての義務教育を眞に施すことが出来ないものであります。故にわが兒のために家庭に於て教育するが如きは成るべく之をさげねばなりません。道徳教育及國民教育の基礎を確立すべき尋常小學校の教育は家庭だけでは、到底その目的を達成することが出来ないものであります。

六

市町村立尋常小學校以外の學校に於て、尋常小學校の教科を修めしむる場合には、次のやうな學校があります。

第一は官立の尋常小學校であります。東京で申しますと、東京高等師範學校附屬小學校及び東京女子高等師範學校附屬小學校、それに學習院及女子學習院の初等科又は前期中期であります。この外に東京盲學校及東京聾啞學校の初等部も兒童就學に關しては市町村立尋常小學校と同視するのであります。これは特殊教育であります。

第二は府縣立師範學校附屬小學校であります。東京では東京府青山師範學校、東京府豊島師範學校東京府女子師範學校にあるそれらの附屬小學校がそれであります。

第三は尋常小學校としての認可を受けた私立小學校であります。東京では慶應大學の幼稚舎、成溪學園の小學校、成城學園の小學校、玉川學園の小學校、九段精華學校の小學校、曉星中學の小學部、高千穂小學校、双葉女學校、佛英和女學校の小學校、東京女學館の小學校、川村女學院の小學校、帝國小學校、森村小學校等の私立學校は數へ上げるに相當に多いのであります。凡て尋常小學校として認可を受けたものに入學して、就學の義務を果すことが出来る

譯であります。兎に角家庭又は其の他に於て尋常小學校の教科を修めさせることは普通ではないのであります。先づ特殊な場合であります。ごこまでも就學すべき兒童は、市町村立の尋常小學校に入學させるのが本體であり、これが適當であります。

七

官立若くは府縣立の附屬小學校はそれごとく毎年一月中旬又は二月上旬に於て、その小學校に入學せしむべき兒童を決定せねばなりません。それで多くは一月十六日頃から二月五六日にかけて、入學せしむべき兒童を決定いたします。私立小學校でも同様であります。そして二月十日までに指定せられた市町村立小學校に入學しないごきを市町村長に届出て認可を受けねばなりません。即ちそれごとくの小學校兒童たるごきの證明書を市町村長に提出するのであります。そこで官立若くは府縣立の附屬小學校は入學志願者につき、身體の發育、精神の發達狀況を検査して入學を決定するのであります。そのごきは満六歳の兒童としての智能を検査するので、決して小學校の學科についての試験をするものではありません。これは中等學校の入學試験なごきは

大に異なる點であります。父兄でもまた世間でも、小學校の入學決定のための檢定を入學試験なごき大げさに考へる向があります、それは誤解に基くものであります。

例へば東京女子高等師範學校附屬小學校では、第一部に女兒約二十人、第二部で男女各約十二人、第三部で男女各約十五人を募集して居ります。そして女兒の志願者は第一部に對し昨年は四百五十人位もありました。それでその四百五十人位の志願者につき抽籤をして、七十人を入學候補者としたのであります。器械的に抽籤するごきは如何にも非教育的であるご非難する方もあります。しかし四百五十人の學齡兒童を一日に檢定するごきは困難であり、四百五十人を檢定した結果につき二十人を入學させるごきは實行が困難でもありますから、思切つて器械的な抽籤を至極公平に實施して居ります。七十人抽籤で入學候補者ご決定したものに、つき満六歳兒童として精神發達の程度を檢定し比較し、更に身體檢査の結果を參考ごして、二十人の入學兒童を選考するのであります。これは入學兒童檢定の一方法であります。私立の小學校なごきでは出願順によつて定員を入學させてもよいのでありませう。